

新たなNHK受信料契約システムについて

平成 19 年 7 月 27 日

テレビシステム運営協会

I テレビシステム運営協会とビジネスモデル

■ テレビシステム運営協会

病院に入院中の患者さんが、テレビを見たい時に、視聴できるようベッドの横にテレビを設置しているテレビレンタル業者の団体として、平成16年4月テレビシステム運営協会を設立しました。

(1) 名 称 テレビシステム運営協会

(2) 所在地(事務局) 〒460-0007 名古屋市中区新栄1丁目4番14号(株)メディウムジャパン内)

TEL 052-242-8778 FAX 052-242-8567

(3) 会員数 33 社

北海道地区 2社

東北地区 2社

関東地区 13社

信越地区 1社

東海地区 4社

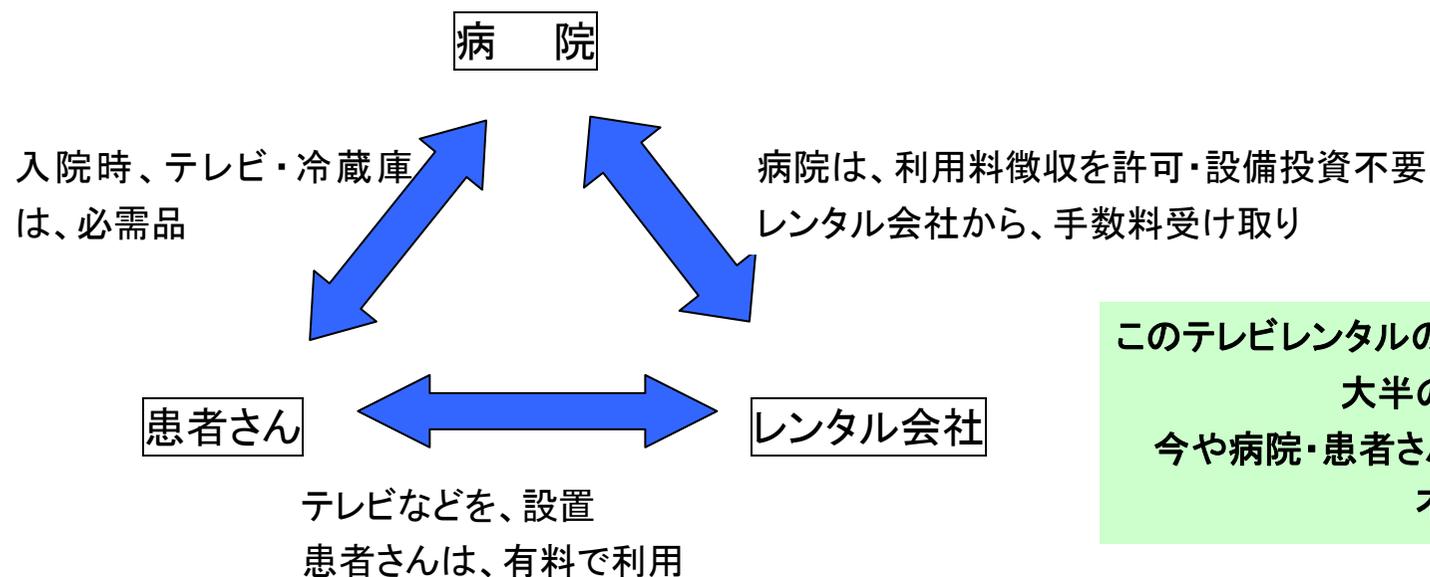
近畿地区 7社

中国地区 1社

四国地区 1社

九州地区 2社

■ビジネスモデル



このテレビレンタルのシステムは、
大半の病院に導入され、
今や病院・患者さんにとって、
不可欠なものとなっています

一般的設置物

テレビ、冷蔵庫・セーフティボックス・床頭台(収納台)

病院要望での設置物例

個室電話・インターネット・院内放送システムなど

設置費用は、すべて、レンタル業者負担
テレビカードの売上だけで、すべての費用を賄います
投資額の関係で、契約期間は、通常5年～7年間

Ⅱ 保有テレビ台数と現在のNHK受信料負担状況

■ 保有台数

テレビシステム運営協会 33 社

- | | |
|----------|----------|
| ● 設置テレビ数 | 約 60万台 |
| ● 設置病院数 | 約4,300病院 |

全国の病院

- | | |
|---------|------------|
| ● 一般病床数 | 約 90万床 |
| ● 一般病院数 | 約 6,900 病院 |

協会員のテレビは、全国の約2／3の病院・ベッドで、患者さんのお役に立っております。

協会員の中で、テレビ設置台数の一番多い会社は、227 千台設置。（ビジネスホテル最大手で、約 30 千台＝30 千室）

■ 現在のNHK受信契約率

約 60 万台のテレビに関し、現在、協会員が負担している受信契約数は、約 14,000 契約です。

仮に、1 病室に 3 ベッド(テレビ 3 台)とすると、20 万室となり、現行の受信規約【台数に関係なく1室に 1 契約】では 20 万契約必要ですので、現在の契約率は、7%です。換言しますと、14 室に 1 契約が現在の実態です。

全国の病院数・ベッド数は、厚生労働省大臣官房統計情報部編、財団法人厚生統計協会「平成 17 年医療施設調査病院報告」より引用
……別冊「資料」ご参照

■低水準の受信契約率に、とどまっている理由

背景

- 公的病院は、NHK受信料が免除でした。
- 昭和53年に、NHK受信料免除対象から、公的病院がはずれました。
- 病院ごとの受信契約数は、個別交渉で決まり、公平な負担ではありませんでした。

別の背景

- 患者さんの要望で、テレビを持ち込む「貸しテレビ」からスタートしたビジネスです。
- 「自宅からの持込テレビ」・「持込の貸しテレビ」は、受信料不要。「設置済テレビ」は、NHK受信料必要という不公平なNHKのルールが納得できませんでした。
- 入院は「生活の延長」であり、病室のテレビに、受信料がかかると二重払いになると理解していました。

■ NHK受信料支払い例と負担状況

協会の個別企業の損益実績と受信料負担例を、ご説明いたします。

①A社のNHK受信料支払い例

現在 11.4部屋に1契約の割合で契約中

受信契約数	4,875契約
年間受信料実績	69百万円

経常利益	166百万円	
全テレビ台数	18/9期時点	167,166台
概算病室数	55,722室	

1部屋1契約の場合

受信契約数	55,722契約
想定年間受信料	827百万円

経常利益	166百万円
全テレビ台数	左に同じ
概算病室数	左に同じ

現在の受信料は、69百万円。利益に占めるNHK受信料は、29%と、大きな負担です。

17年3月期・18年3月期の売上、11,125百万円・10,733百万円。経常利益 200百万円・166百万円。レンタル売上は、6,763百万円・7,284百万円

利益に占める、受信料の割合

現 在

10部屋1契約の場合

5部屋1契約の場合

2部屋1契約の場合

1部屋1契約の場合

利益総額	受信料 67 百万円
233 百万円	経常利益 166 百万円

利益総額	受信料 77 百万円
233 百万円	経常利益 156 百万円

利益総額	受信料 156 百万円
233 百万円	経常利益 77 百万円

利益総額	受信料 393 百万円
233 百万円	
	赤字 160 百万円

利益総額	受信料 789 百万円
233 百万円	
	赤字 556 百万円

②部屋数に対する受信契約数の変化と負担変化

受信料の支払い増加は、テレビシステム運営企業の存続に、著しい影響が発生します。

契約数の変化

	必要数	現在数	追加数
10室1契約の場合	5,572	4,875	697
5室1契約の場合	11,144	4,875	6,269
2室1契約の場合	27,861	4,875	22,986
1室1契約の場合	55,722	4,875	50,847

10室1契約でも、現在より増加します。
5室1契約以上では、加速度的な増加となります。

負担の変化

カラー放送の場合

	現在受信料 (税抜)	追加受信料 (税抜)	受信料総額	18年3月期 の経常利益	追加受信料負 担後利益	損益への影響	受信料の大きさ
10室1契約の場合	67 百万円	10 百万円	77 百万円	166百万円	156 百万円	経営努力により吸収	受信料:利益=1:2
5室1契約の場合	67 百万円	89 百万円	156 百万円	166百万円	77 百万円	利益半減以下に	受信料が、利益の倍額
2室1契約の場合	67 百万円	326 百万円	393 百万円	166百万円	▲ 160 百万円	大幅赤字へ	受信料が、今の6倍に
1室1契約の場合	67 百万円	722 百万円	789 百万円	166百万円	▲ 556 百万円	1期で、債務超過寸前	受信料が、今の12倍に

口座振替による12ヶ月前払いNHKカラー受信料は、14,910円

Ⅲ テレビシステム運営協会の理念 「公平負担・全員負担」

■テレビシステム運営協会として、公平負担・全員負担 を目指す

テレビシステム運営協会としては、現状、NHK受信料について低負担の実態。

NHK受信料を支払っていない企業もある中で、協会員全員が支払うことにより、

公平負担・全員負担の推進の一助になりたいと考えております。

「公平負担・全員負担」の理念を実現するためにも、新たな「大口割引制度」の提案をいたします。

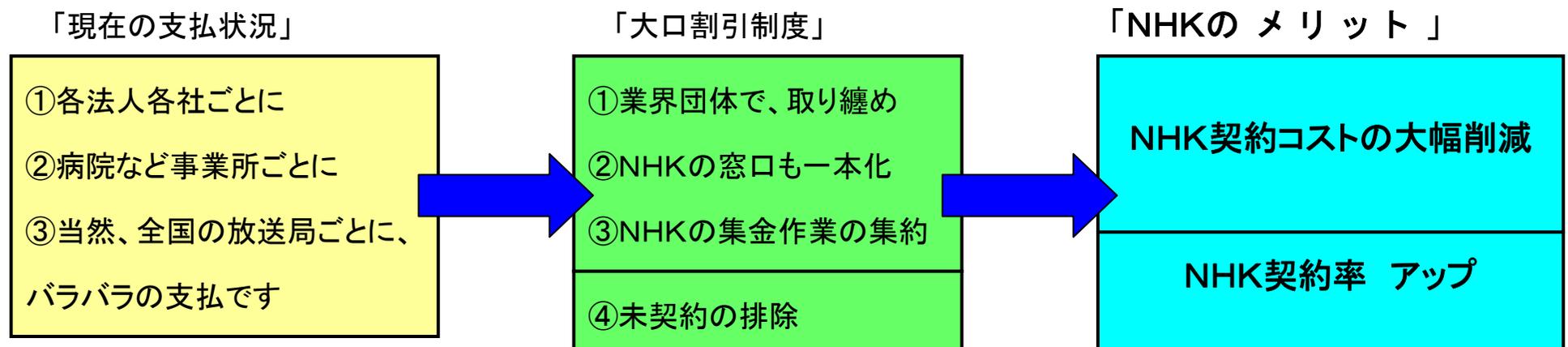


IV 「大口割引制度」のご提案

■大口割引制度の仕組みとメリット

「大口割引制度」では、

従来の法人ごとの受信料契約を、業界団体での受信料契約へと変更します。



<メリットの推定> 11億円のコスト削減

事業所契約率

72%→93%

■ メリットの推定根拠

別冊「資料」ご参照

現在の状況

● NHKによる「事業所契約率に関する調査」

	契約対象室数	契約済数	契約率	未契約数
ホテル旅館	80万室	45万	55.5%	35万
病院等	46万室	20万	43.0%	26万
小計	126万室 ①	65万	51.5%	61万 ④
その他	163万室	145万		18万
事業所合計	289万室	210万	⑤ 72.6%	79万

「ホテル旅館・病院等」にかかる
契約済受信料と、その契約コストの推計

受信料総額 ③	9,691百万円	(年払受信料14,910円×①)
契約コスト	1,201百万円	(③×②)

19年度NHK契約収納関係経費(契約コスト)
761億円(受信料収入に対する比率 12.4%・・・②)

病院等には、歯科・獣医等を含みます。

コスト削減・契約率変化の試算

- 業界 団体で受信契約を取りまとめると、契約コストは限りなく0に近づくと考えます。コストが、仮に1/20になると想定し次に試算しました。

現、契約コスト 1,201百万円 → 削減率 19/20 → 削減額 1,141百万円

- テレビシステム運営協会では、現在7%の契約率となっています。テレビシステム運営協会として、100%の契約率を目指しています。大口割引制度の導入により、仮に「ホテル旅館・病院等」の契約率約51%が、100%になると、受信契約数で61万契約(④)の増加となります。

現、事業所全体契約数 210万 → 増加契約数 61万 → 増加後、事業所契約数 271万 → 新、事業所契約率 93.7%(271万/289万)

現、事業所全体契約率(⑤) 72.6% → 新、事業所契約率 93.70%

- 業界団体は「ホテル旅館・病院等」だけではありませんが、「ホテル旅館・病院等」以外の事業所は、事業所契約率に関する調査では「その他」となっているため「ホテル旅館・病院等」だけで試算しました。

■最後に

テレビシステム運営協会としては、「大口割引制度」を導入戴き「公平負担・全員負担」の理念を実現するためにも、当協会がNHKにお願いしてまいりました企業が存続できる範囲の負担である「10室1契約」の「割引率」を、希望いたします。

「大口割引制度」が、導入されますと前述のNHKのメリットだけでなく、当協会としても現行の受信規約における「1室1契約」の負担が、大幅に削減され、協会員に対し「公平負担・全員負担」の理念のもと、コンプライアンスの強化・企業イメージのアップなど、受信料の適正負担に向け指導していくことが出来ます。

是非とも「大口割引制度」の導入を検討いただきたくお願い申し上げます。

■ …予備的なお願い…「入院患者が、視聴するテレビの受信料免除」の検討のお願い

①「自宅からの持込テレビ」・「持込の貸しテレビ」は、受信料不要。「設置済テレビ」だけは、NHK受信料必要。

②英国の場合は、一つの敷地にある病院のテレビは1受信料負担だけあります。(別冊「資料」ご参照)

③「福祉の観点」 入院は、手術の為や治療の為やむを得ず行うものであり、好んで入院するものではありません。

患者さんへのアメニティーのテレビを無くすことは、出来ません。

このような観点から、「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」において、

入院患者さんが、視聴するテレビの受信料について「免除の検討」も、是非、議論いただければと存じます。

現在、NHK受信料負担していない協会員会社もあり、受信料支払いにおいては、
激変緩和措置を講じていただくよう、併せてお願いいたします。

資料

< 目次 >

病院数	1-2
ベッド数	1-3
受信料収納コスト	2-2
「ホテル旅館・病院等」の契約数等.....	2-3
病院における英国の受信料	3-1

平成 19 年 7 月 27 日

テレビビジネステム運営協会

平成 17 年

医 療 施 設 調 査
(静 態 調 査)
(動 態 調 査)
病 院 報 告

(全 国 編)

上 卷

厚生労働省大臣官房統計情報部編
財団法人 厚生統計協会

第11表 病院数、病院一病床の種類

施設名	総数	精神科病院	結核療養所	一般病院	養老病棟及び一般病棟の病床		その他の精神科病院		感染症病床	結核病床
					養老病棟及び一般病棟の病床	その他の精神科病院				
総数	9 026	1 073	1	7 952	6 925	1 027	601	322	312	
国	294	3	-	291	144	147	88	15	70	
厚生労働省	22	-	-	22	19	3	3	1	1	
独立行政法人国立病院機構	146	3	-	143	55	88	30	7	54	
国立大学法人	49	-	-	49	7	42	42	5	8	
独立行政法人労働者健康福祉機構	38	-	-	38	37	1	-	-	1	
その他	39	-	-	39	26	13	13	2	6	
公的医療機関	1 362	52	-	1 310	887	423	152	272	151	
都道府県	303	41	-	262	149	113	43	67	55	
市町村	757	6	-	751	538	213	68	148	73	
日本赤十字会	92	-	-	92	46	46	20	24	14	
済生会	81	1	-	80	69	11	1	7	3	
北海道社会事業協会	7	-	-	7	5	2	1	1	3	
厚生連	121	4	-	117	79	38	19	25	6	
国民健康保険団体連合会	1	-	-	1	1	-	-	-	-	
社会保険関係団体	129	-	-	129	103	26	7	9	14	
全国社会保険協会連合会	52	-	-	52	35	17	1	8	10	
厚生年金事業振興団体	7	-	-	7	7	-	-	-	-	
船員保険会	3	-	-	3	3	-	-	-	-	
健康保険組合及びその連合会	17	-	-	17	17	-	-	-	-	
共済組合及びその連合会	48	-	-	48	39	9	6	1	4	
国民健康保険組合	2	-	-	2	2	-	-	-	-	
公益法人	402	65	-	337	288	49	21	14	24	
医療法人	5 695	874	1	4 820	4 516	304	269	5	36	
学校法人	102	2	-	100	66	34	31	4	4	
社会福祉法人	186	11	-	175	161	14	10	-	6	
医療協会のほかの法人	81	2	-	79	78	1	1	-	-	
その他	55	-	-	55	50	5	4	1	1	
その他	43	2	-	41	37	4	2	2	2	
その他	677	62	-	615	595	20	16	-	4	
医療機関(再掲)	156	2	-	154	72	82	78	11	14	

開設者別

施設名	養老病床		地域医療支援病院(再掲)	特定機能病院(再掲)	救急告示病院(再掲)	精神科病床を有する病院(再掲)	感染症病床を有する病院(再掲)	結核病床を有する病院(再掲)	養老病床を有する病院(再掲)	病棟病床のみを有する病院(再掲)	一般病床を有する病院(再掲)
	一般病床	養老病床									
総数	368	827	106	80	4 166	1 674	322	313	4 374	1 464	6 288
国	1	146	9	45	162	91	15	70	5	-	290
厚生労働省	-	3	-	2	4	3	1	1	-	-	22
独立行政法人国立病院機構	1	88	6	-	79	33	7	54	2	-	143
国立大学法人	-	42	-	42	42	42	5	8	-	-	49
独立行政法人労働者健康福祉機構	-	1	3	-	34	-	-	1	1	-	38
その他	-	12	-	1	3	13	2	6	2	-	38
公的医療機関	74	418	36	7	1 097	204	272	151	395	27	1 278
都道府県	6	111	8	5	162	84	67	55	13	-	260
市町村	44	212	10	2	666	74	148	73	278	16	734
日本赤十字会	3	46	11	-	87	20	24	14	18	1	91
済生会	4	10	3	-	66	2	7	3	24	5	74
北海道社会事業協会	2	2	-	-	7	1	1	-	5	-	7
厚生連	15	37	4	-	108	23	25	6	57	5	111
国民健康保険団体連合会	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
社会保険関係団体	5	26	2	-	104	7	9	14	25	2	127
全国社会保険協会連合会	3	17	-	-	48	1	8	10	4	-	52
厚生年金事業振興団体	-	-	-	-	5	-	-	-	3	-	7
船員保険会	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	3
健康保険組合及びその連合会	-	-	-	-	11	-	-	-	7	2	15
共済組合及びその連合会	2	9	2	-	36	6	1	4	11	-	48
国民健康保険組合	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2
公益法人	25	40	42	-	197	86	14	24	186	44	284
医療法人	243	131	14	-	2 171	1 143	5	37	3 251	1 186	3 461
学校法人	1	34	-	27	56	33	4	4	5	1	99
社会福祉法人	6	12	2	-	40	21	-	6	86	28	145
医療協会のほかの法人	-	1	-	-	52	3	-	-	46	8	71
その他	1	5	1	-	23	4	1	1	12	1	54
その他	-	4	-	1	19	4	2	2	17	4	37
その他	12	10	-	-	245	78	-	4	346	163	442
医療機関(再掲)	1	82	-	73	102	80	11	14	5	1	153

平成17(2005)年10月1日

第16表 病床数、病床一病院の種類

・開設者別

平成17(2005)年10月1日

総数	精神病床	精神科	一般病院	感染症床	結核病床	結核療養所
1 631 473	354 296	260 576	93 720	1 799	11 949	93
国	8 540	983	7 557	97	5 225	-
厚生労働省	1 065	-	1 065	4	80	-
独立行政法人国立病院機構	5 095	983	4 112	32	4 819	-
国立大学法人	32 873	-	1 889	18	171	-
独立行政法人労働者健康福祉機構	14 440	-	-	-	12	-
その他	491	-	491	43	143	-
公的医療機関	27 536	13 631	13 905	1 526	3 589	-
都道府県	15 851	11 145	4 706	348	1 640	-
市町村	7 259	1 329	5 930	890	1 440	-
日赤	1 240	-	1 240	138	378	-
済生会	429	379	50	34	50	-
北海道社会事業協会	54	-	54	4	-	-
厚生連	37 090	2 703	1 925	112	81	-
国民健康保険団体連合会	170	-	-	-	-	-
社会保険関係団体	37 525	347	347	48	453	-
全国社会保険協会連合会	14 537	50	50	42	304	-
厚生年金事業振興団	2 819	-	-	-	-	-
船員保険会	816	-	-	-	-	-
健康保険組合及びその連合会	3 357	-	-	-	-	-
共済組合及びその連合会	15 505	297	297	6	149	-
国民健康保険組合	491	-	-	-	-	-
公 益 法 人	27 066	21 050	6 006	64	994	-
医療法人	839 354	266 237	57 820	18	1 207	93
学校法人	54 204	2 516	1 836	32	83	-
社会福祉法人	32 453	5 388	1 912	-	175	-
医療生協	13 216	488	48	-	-	-
その他の法人	12 404	261	261	4	2	-
その他	9 062	678	80	10	66	-
個	61 842	15 289	3 948	-	155	-
医療機関(再掲)	91 305	4 630	3 950	56	280	-

一般病院	療養病床	一般病床	一般病院(再掲)	療養病床のみの病院(再掲)	療養病床及び一般病院の病院(再掲)	埋込医療施設(再掲)	特定機能病院(再掲)	救急告示院(再掲)
11 856	359 230	904 199	1 370 804	162 582	951 737	44 080	71 001	888 539
5 225	293	111 140	124 312	-	46 451	4 364	34 378	84 601
80	-	11 874	13 023	-	10 393	-	1 240	2 739
4 819	156	49 291	58 410	-	19 339	3 101	-	34 291
171	-	30 795	32 873	-	535	-	32 338	32 338
12	50	14 378	14 440	-	14 128	1 263	-	13 819
143	87	4 802	5 566	-	2 056	-	800	1 414
3 589	18 881	299 722	337 623	2 204	164 196	18 582	6 413	306 035
1 640	527	66 821	74 042	-	26 166	2 922	4 585	55 611
1 440	11 845	144 196	164 301	1 096	83 253	4 942	1 828	153 893
378	891	36 069	38 716	95	15 339	7 282	-	38 101
50	1 634	20 359	22 127	482	18 510	1 456	-	20 591
-	433	1 464	1 955	-	1 408	-	-	1 955
81	3 551	30 643	36 312	531	19 350	1 970	-	35 714
-	-	170	170	-	170	-	-	170
483	1 651	35 026	37 525	202	27 511	1 301	-	32 819
304	213	13 928	14 537	-	9 002	-	-	13 712
-	366	2 453	2 819	-	2 819	-	-	2 213
-	-	816	816	-	816	-	-	556
-	439	2 918	3 357	202	3 357	-	-	2 683
149	633	14 420	15 505	-	11 026	1 301	-	13 164
-	-	491	491	-	491	-	-	491
994	15 543	51 207	73 814	5 172	56 088	11 818	-	53 946
1 114	287 868	284 024	630 844	137 686	538 851	5 391	-	317 855
83	251	51 322	53 524	51	20 554	-	29 587	37 513
175	7 186	19 724	28 997	2 426	24 049	1 508	-	12 626
-	2 817	9 911	12 776	912	12 446	-	-	9 925
2	697	11 440	12 404	60	9 375	1 116	-	7 266
66	1 410	6 898	8 464	487	6 735	-	-	623
155	22 533	23 785	50 521	13 382	49 481	-	-	3 924
280	251	86 088	90 635	51	20 975	-	65 353	22 029
-	-	-	-	-	-	-	-	72 647

公平負担のための受信料体系の現状と 課題に関する研究会（第1回）

日時：平成19年6月1日（金）

14:00～15:30

場所：総務省 7F 省議室

議 事 次 第

- 1 開会
- 2 開催要綱（案）について
- 3 座長の決定及び座長代理の指名について
- 4 研究会の公開について
- 5 当面の進め方について
- 6 議題
 - (1) NHKの概要、受信料体系の現状について
 - (2) 契約率算定の母数となる世帯数・事業所数等基礎的データについて
- 7 閉会

配 布 資 料

- 資料1 「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」開催要綱（案）
- 資料2 研究会の公開について（案）
- 資料3 今後の進め方について（案）
- 資料4 NHKの概要、受信料体系の現状について
- 資料5 契約率算定の母数となる世帯数・事業所数等基礎的データについて

2-12 契約収納関係経費等の内訳

1 契約収納関係経費とその内訳

19年度の契約収納関係経費
761億円 (769億円)
 経費率…**12.4%**

物件費	592億円	(597億円)	
地域スタッフ事務費 (全国で約5,600人)	285億円		シェア [62%]
法人委託関連経費	71億円		[15%]
契約収納対策費 (DM・電話対策費)	105億円		[23%]
システム情報費等	130億円		
人件費等	168億円	(171億円)	

注1：括弧内の数値は、平成18年度予算値
 注2：支払方法の内訳は、訪問集金：18%、口座引落とし：75%、継続振込：7% (H17末)
 注3：契約収納関係経費率は受信料収入に対する契約収納関係経費額の占める割合

※諸外国の契約収納関係経費及び経費率

英国…365億円(1億5,200万ポンド、5.2%)、ドイツ…227億円(1億4,200万ユーロ、2.1%)
 フランス…38.4億円(2,400万ユーロ、1.0%)、韓国…73.6億円(566億ウォン、11.0%)

[注1：1ポンド=240円、1ユーロ=160円、1ウォン=0.13円換算
 注2：出典：イギリスは「BBC Annual Report and Accounts 2004/2005」、フランス・ドイツ・韓国はNHK調べ、日本は平成18年度NHK予算による。]

2 新規契約の取扱いはシエラ

全体 (19年度予算) 282万件 (新規契約+衛星への契約種別変更)

地域スタッフ (全国で約5,600人)	179万件	(63%)
法人委託	38万件	(14%)
DM・電話対策等	65万件	(23%)

← [ケーブル事業者、電器店、引越事業者、不動産販売会社、郵政公社、金融機関等]

2 NHKによる「事業所契約率に関する調査」結果

	注1 総事業所数 (事業所)	注2 住居併用事業所や住宅利用事業所を除いた純粋事業所の割合(%)	注2 有料・事業所契約対象母体(事業所)	注2 テレビ設置事業所の割合(%)	注2 テレビ設置事業所数(事業所)	注2 テレビ設置の平均室数	注2 契約対象テレビ設置室数	注2 契約数(件)	注2 契約率(%)
	a	b	c=a*b	d	e=c*d	f	g=e*f	H	i=h/g
ホテル・旅館	5.9万	98.5%	5.8万	99.4%	5.7万	13.9	80万	45万	55.5%
病院	23万	54.1%	12万	63.5%	7.8万	5.9	46万	20万	43.0%
その他	607万	43.6%	264万	42.3%	112万	1.5	163万	146万	89.7%
総計	635万	44.5%	282万	44.4%	125万	2.3	289万	210万	72.6%

注1 総事業所数は、「事業所・企業統計」(平成13年総務省)による

注2 「法人・事業所契約実態調査」の結果から18年度末推計値

- ・調査時期…平成13年4月～5月
- ・調査対象…全国2万事業所(電話帳より対象抽出)
- ・調査方法…郵送およびファクシミリで回答を求め、未回答分には電話聞き取りを実施

諸外国の病院に設置されるテレビの受信料

	日本	イギリス	フランス	ドイツ
受信料の位置付け	受信料 (NHK の維持・運営のため の特殊な負担金)	受信許可料 (政府から受信許可を受ける ための手数料)	視聴覚受信料 (税金)	受信料 (公共放送機関の利用 料金ないし放送サービスに対 する出資負担金)
受信料額 (カラテレビ・年額)	14,910 円	131.50 ポンド (約 28,900 円)	116 ユーロ (約 15,000 円)	204.36 ユーロ (約 26,600 円)
病院が設置する 場合	病室ごとに課金される。	1 つの「敷地」にある限り、 複数台でも 1 台分の受信許可 料しか課金されない。	免除	免除
病院の受信料	※ 「日本放送協会放送受信規 約」第 2 条の規定 事業所等は、受信機の設 置場所 (部屋、自動車ま たはこれに準ずるもの 単位) ごとに、受信契約 を行うものとする。 ※ 自治体病院などの公的医 療機関、国立病院、国立 療養所などは、昭和 53 年 まで受信料を免除されて いた。	※ 「敷地」(site) の概念 ・ 病院が、公道や私有地 隔てられていない限り、1 つの敷地であることを意 味する。 ・ 1 つの病院内であっても、 職員の宿泊施設、社交ク ラブ、病院と異なる組織 (保健当局や輸血サービ スなど) で使用されるテ レビは、別の受信許可料 を必要とする。	レンタルテレビ事業者向けの 料金体系に従って、1 台ずつ に課金される。 ※レンタル事業者の料金体系 ・ 基本料金として、 正規の年額の 26 分の 1 (約 4.5 ユーロ) ・ 付加料金として、 週当たり 4 ユーロ (週末満切り上げ)	そのような事業者は存在しな い。 仮に、存在した場合には、1 台ずつに課金されることにな る。

※ 「病院の受信料」は、以下の機関への問い合わせにより作成。

イギリス：受信許可料徴収団体 (TV LICENSING)、フランス：文化通信省メディア局 (Direction du Développement des Médias) およ
び経済産業省租税局 (Direction Générale des Impôts)、ドイツ：受信料徴収センター (GEZ)

(清水 直樹：調査)